

ID: 239

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	分担金の徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	八頭町農業集落排水事業分担金徴収条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第151号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の徴収猶予)  第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が災害、盗難その他の事故が生じたことにより、分担金を納入することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(2) 受益者又は受益者と生計を共にする親族が、長期疾病等により、分担金を納入することが困難であり、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。</p> <p>(3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められるとき。</p> <p>2 分担金の徴収猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日